

さいきょう PAY 加盟店規約

第1条(規約の適用)

1. さいきょう PAY 加盟店規約(以下「本規約」といいます。)は、①株式会社西京銀行(以下「当行」といいます。)が提供する「さいきょう PAY」に関し、当行と加盟店との間の契約関係、加盟店における取扱条件、売上金の精算、加盟店手数料その他必要な事項、②株式会社 GreatValue(以下「当社」といいます。)が提供する「地元の福利厚生」(以下「本件サービス」といいます。)への店舗等の掲載及び本件サービスへの参加に関し、掲載店舗会員に適用される条件及び遵守事項を定めるものです。
2. 加盟店は、本規約の内容を承諾のうえ、さいきょう PAY 及び本件サービスを取り扱うものとします。
3. 管理画面上の表示、通知その他の当行所定の事項は、本規約の一部を構成するものとします。

第1章 さいきょう PAY

第2条(定義)

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。
- (1)「さいきょう PAY」とは、当行が提供する、利用者が加盟店における商品等の代金の支払いに利用できる決済サービスをいいます。
- (2)「加盟店」とは、本規約に基づき当行との間で加盟店契約を締結し、さいきょう PAY を取り扱う法人、個人事業主その他当行が認めた者をいいます。
- (3)「利用者」とは、さいきょう PAY を利用して加盟店において商品等の代金を支払う者をいいます。
- (4)「商品等」とは、加盟店が利用者に販売又は提供する商品、権利、役務その他一切の取引対象をいいます。
- (5)「決済取引」とは、利用者がさいきょう PAY を利用して加盟店の商品等の代金を支払う取引をいいます。
- (6)「売上金」とは、決済取引により利用者が加盟店に支払った商品等の代金相当額で、当行所定の方法により確定したものをいいます。
- (7)「加盟店登録口座」とは、当行所定の方法により確定した売上金の入金、その他当行所定の取引に利用するため、当行が加盟店から届け出を受け、登録した加盟店本人名義の当行預金口座をいいます。
- (8)「加盟店手数料」とは、加盟店がさいきょう PAY の取扱いに関して当行に支払う手数料をいいます。
- (9)「管理画面」とは、加盟店が売上情報、精算情報その他当行所定の情報を確認するために当行又は当行の委託先若しくは提携先が提供する画面をいいます。
- (10)「委託先等」とは、当行がさいきょう PAY の提供、システム運営、決済処理、精算、本人確認、不正検知、問い合わせ対応その他本サービスに関連して業務を委託し、又は提携する事業者をいいます。

第3条(加盟店契約の申込みと成立)

1. さいきょう PAY の加盟店となることを希望する者(以下「申込者」といいます。)は、本規約に同意のうえ、当行所定の方法により必要事項を届け出て、加盟店契約の申込みを行うものとします。
2. 当行が前項の申込みを審査し、これを承諾した時点で、当行と申込者との間にさいきょう PAY 加盟店契約(以下「加盟店契約」といいます。)が成立するものとします。
3. 当行は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、加盟店契約の申込みを承諾しないことができるものとします。この場合、当行は不承諾の理由を開示する義務を負いません。

- (1) 当行預金口座を保有されていない場合
- (2) 申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがある場合
- (3) 取扱予定の商品等、業種、営業内容又は販売方法が不適当である場合
- (4) 法令、公序良俗、本規約又は当行所定の基準に反するおそれがある場合
- (5) 反社会的勢力に該当し、又は関係を有する場合
- (6) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、詐欺、現金化その他不正利用のおそれがある場合
- (7) その他当行が加盟店として不適当と判断した場合

第4条（加盟店の保証及び義務）

1. 加盟店は、当行に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 加盟店契約申込み時及び加盟店契約期間中に当行へ届け出た内容が真実かつ正確であること
 - (2) 本規約に基づき加盟店契約を締結し、これを履行するために必要な権限、許認可、届出その他必要な手続を具備していること
 - (3) 商品等の販売又は提供について、法令上必要な許認可、届出、資格その他必要な手続を具備していること
 - (4) 商品等の販売又は提供が、法令、公序良俗、第三者の権利又は本規約に違反しないこと
 - (5) 利用者との間の売買契約等に係る決済取引について、自らの責任で適切に履行すること
2. 加盟店は、さいきょう PAY の取扱いに関し、法令、監督官庁の指導、当行所定の取扱方法、管理画面上の表示及び当行の指示を遵守するものとします。
3. 加盟店は、当行が法令遵守、監督官庁対応、不正利用防止、利用者保護、精算、システム運営その他さいきょう PAY の適切な運営のために必要と判断して調査、報告、資料提出、改善、取扱停止その他の対応を求めた場合、速やかにこれに協力するものとします。
4. 加盟店は、自己の役職員、代理人、委託先その他加盟店の関係者に本規約を遵守させるものとし、これらの者の行為について一切の責任を負うものとします。
5. 加盟店は、当行の事前の書面又は当行所定の方法による承諾なく、本規約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、加盟店及び責任者の氏名、商号、口座情報、住所、電話番号その他当行への届出内容に変更があった場合、速やかに当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないことにより、当行からの通知、売上金の入金、加盟店手数料の引落しその他本規約に基づく取扱いに支障又は損害が生じた場合、当行は責任を負わないものとします。
3. 当行は、届出内容の変更に関し、加盟店に対して変更の事実を証明する書類その他必要な資料の提出を求めることができるものとします。

第6条（提供条件及び取扱方法）

1. 加盟店は、当行所定の地域、店舗、方法、端末、二次元コードその他当行が認めた条件に従い、さいきょう PAY を取り扱うものとします。
2. 加盟店は、自己の責任と費用において、さいきょう PAY を利用するために必要な通信環境、機器、掲示物、二次元コードその他当行所定の環境を準備し、適切に管理するものとします。
3. 加盟店は、二次元コード、管理画面 ID、パスワードその他さいきょう PAY の取扱いに必要な情報を善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に利用させ、貸与し、譲渡し、又は不正に使用させてはならないものとします。
4. 当行は、加盟店に対し、当行ホームページまたは当行所定の方法で通知又は周知することにより、さいきょう PAY の接続条件、取扱方法、仕様その他提供条件を変更することができ、加盟店はこれに従うものとします。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、当行は事前の通知又は周知を要しないものとします。

第7条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、当行の事前の書面による承諾なく、本規約又は加盟店契約上の地位並びにこれらに基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又は処分してはならないものとします。

第8条（契約上の地位の承継）

1. 加盟店に合併、会社分割、事業譲渡、相続その他法定又は契約上の原因に基づく地位の承継が生じた場合、加盟店又は承継人は、当行に対し、速やかに当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 当行は、前項の承継について、承継の事実を証明する書類その他必要な資料の提出を求めることができるものとします。
3. 当行が承継人を加盟店として不適当と判断した場合、当行は加盟店契約を解除し、又はさいきょう PAY の取扱いを停止することができるものとします。

第9条（加盟店による解約）

加盟店は、当行所定の方法により、解約希望日の30日前までに当行へ申し出ることにより、加盟店契約を解約することができるものとします。ただし、未精算の売上金、未払の加盟店手数料、返金、取消、調査中の取引その他加盟店契約に基づく債務又は手続が残存する場合、当該債務又は手続が完了するまで、本規約の必要な条項は有効に存続するものとします。

第10条（当行による解約）

1. 当行は、理由の如何を問わず、加盟店に対して30日前までに当行所定の方法により通知することにより、加盟店契約をいつでも解約することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当行は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、又はさいきょう PAY の取扱いを停止することができるものとします。
 - (1) 本規約、当行所定の取扱方法又は当行の指示に違反した場合
 - (2) 申込内容又は届出内容に虚偽、不備又は重要な変更の未届出があった場合
 - (3) 商品等について苦情、紛争、返金、取消、不正利用の申出等が多発した場合
 - (4) 商品等、業種、営業内容又は販売方法が不適当であると当行が判断した場合
 - (5) 法令、監督官庁の指導、公序良俗又は第三者の権利に反する行為を行った場合
 - (6) 不正利用、架空取引、なりすまし、現金化目的取引、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、詐欺その他不正又は不適切な取引のおそれがあると当行が判断した場合
 - (7) 当行の調査、報告、資料提出、改善要請その他の指示に協力しない場合
 - (8) 支払停止、支払不能、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の申立てがあった場合
 - (9) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分その他これらに類する処分を受けた場合
 - (10) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (11) 反社会的勢力に該当し、又は関係を有すると当行が判断した場合
 - (12) 当行、利用者又は第三者に損害を与え、又はそのおそれがある場合
 - (13) その他当行が加盟店契約の継続又はさいきょう PAY の取扱いを不適当と判断した場合
3. 加盟店契約が終了した場合であっても、加盟店は、終了前に発生した当行に対する債務を当行所定の期日までに履行するものとします。未精算の売上金、未払の加盟店手数料、返金、取消、調査中の取引その他加盟店契約に基づく債務又は手続が残存する場合、当該債務又は手続が完了するまで、本規約の必要な条項は有効に存続するものとします。

第11条（提供中止）

1. 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合、さいきょう PAY の全部又は一部の提供を中止

することがあります。

- (1) システム、設備、通信回線その他さいきょう PAY の提供に必要な環境の保守、点検、工事又は障害対応を行う場合
 - (2) システム障害、通信障害、停電、天災地変、感染症、戦争、暴動、労働争議、法令又は行政機関の措置その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (3) 委託先等又は金融機関における障害、停止、休業その他の事由によりさいきょう PAY の提供が困難となった場合
 - (4) 不正利用防止、利用者保護、法令遵守又はさいきょう PAY の適切な運営のために当行が必要と判断した場合
 - (5) その他当行がさいきょう PAY の全部又は一部を中止することが必要又は相当と判断した場合
2. 当行は、前項に基づきさいきょう PAY の提供を中止する場合、当行ホームページまたは当行所定の方法により加盟店に通知又は周知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当行は、本条に基づく提供中止により加盟店、利用者又は第三者に生じた損害について、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第12条（取扱停止）

1. 当行は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、さいきょう PAY の全部又は一部の取扱いを停止することがあります。
- (1) 本規約、当行所定の取扱方法又は当行の指示に違反した場合
 - (2) 当行所定の接続条件、利用条件又は管理条件を満たさない場合
 - (3) 商品等、業種、営業内容、販売方法又は利用状況について当行が不適当と判断した場合
 - (4) 不正利用、架空取引、現金化目的取引、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、詐欺その他不正又は不適切な取引のおそれがある場合
 - (5) 利用者、第三者、監督官庁、公共機関その他から苦情、照会、要請又は指摘を受けた場合
 - (6) その他当行の業務の遂行上支障があると当行が判断した場合
2. 当行は、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、加盟店に対し期限を定めて当該事由の解消又は改善を求めることができます。
3. 当行は、本条に基づく取扱停止により加盟店、利用者又は第三者に生じた損害について、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第13条（サービスの廃止）

1. 当行は、当行の都合により、さいきょう PAY の全部又は一部をいつでも廃止することができるものとします。
2. 当行は、さいきょう PAY の全部又は一部を廃止する場合、加盟店に対し、原則として廃止日の 60 日前までに当行ホームページまたは当行所定の方法により通知又は周知するものとします。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. さいきょう PAY の全部が廃止された場合、加盟店契約は廃止日に終了するものとします。
4. 当行は、本条に基づく廃止により加盟店、利用者又は第三者に生じた損害について、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第14条（商品等の責任）

1. 加盟店は、商品等及び利用者との売買契約等について、一切の責任を負うものとします。
2. 当行は、商品等の品質、性能、安全性、適法性、有用性、正確性、利用者への引渡し又は提供、返品、交換、保証、アフターサービスその他商品等に関する事項について、責任を負わないものとします。
3. 商品等、売買契約等、返品、交換、返金、瑕疵、債務不履行、第三者の権利侵害その他加盟店と利用者又は第三者との間で紛争、苦情又は問い合わせが生じた場合、加盟店は自己の責任と費用においてこれを解決し、当行に損害又は迷惑を及ぼさないものとします。

4. 前項の紛争等により当行が損害、費用又は負担を被った場合、加盟店はこれを賠償又は補償するものとします。

第15条（サービス名称等の利用）

1. 加盟店は、さいきょう PAY の名称、ロゴ、商標、表示物、販促物その他当行又は当行の委託先等が指定する表示を使用する場合、当行所定の方法及び当行の指示に従うものとします。
2. 加盟店は、当行の事前の承諾なく、さいきょう PAY の名称、ロゴ、商標、表示物その他これらに類するものを改変し、又は本規約若しくは加盟店契約の目的以外に使用してはならないものとします。

第16条（差別的取扱いの禁止）

1. 加盟店は、さいきょう PAY を利用する利用者に対し、現金払いその他の決済手段の利用を要求すること、さいきょう PAY の利用を理由として商品等の代金を上乗せすること、現金払いその他の決済手段を利用する者と異なる金額又は不利な条件を設定すること、さいきょう PAY 利用の対価を別途請求することその他利用者に不利となる差別的取扱いをしてはならないものとします。ただし、法令及び当行所定の条件に反しない範囲で、当行があらかじめ認めた場合はこの限りではありません。

第17条（禁止商品・禁止取引）

1. 加盟店は、さいきょう PAY を利用して、次の各号に該当する商品等の販売若しくは提供又は取引を行ってはならないものとします。
 - (1) 出資、債務の支払い、税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金その他これらに類する支払い
 - (2) 国又は地方公共団体に対する支払い。ただし、当行が個別に認めるものを除きます。
 - (3) 商品券、旅行券、乗車券、切手、切手付はがき、印紙、プリペイドカード、回数券、貴金属、有価証券、金券、暗号資産、ステーブルコインその他これらに類する電子的価値、その他換金性の高いものの購入
 - (4) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - (5) 加盟店の事業活動に伴って使用する原材料、機器、仕入商品その他これらに類するものの購入、及び加盟店による自社商品の購入
 - (6) 土地、建物の購入、家賃、地代、駐車場料金（一時預かりを除きます。）その他不動産に関する支払い、並びに自動車その他資産性の高いものに関する支払い
 - (7) 現金との換金、金融機関への預入れ、送金、資金移動、貸付けその他これらに類する取引
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業に係る支払い。ただし、当行が個別に認めるものを除きます。
 - (9) 寄附、募金、特定の宗教団体、政治団体に関わるもの、公序良俗に反するもの、又は法令に違反し、若しくは違反するおそれのあるもの
 - (10) 架空取引、自己取引、循環取引、現金化を目的とする取引、マネー・ローンダリングその他不正利用のおそれがある取引
 - (11) 継続的役務提供、前払式取引、予約販売、通信販売その他利用者保護上当行が確認を必要と判断する取引で、当行の承諾を得ていないもの
 - (12) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害する商品等又は取引
 - (13) その他、さいきょう PAY の提供趣旨、利用目的又は当行が定める取扱基準に照らし、当行が不適当と判断するもの
2. 加盟店は、前項各号に該当するおそれがある取引について、利用者からさいきょう PAY による決済を求められた場合、当該決済を行ってはならないものとします。
3. 加盟店が第1項又は前項に違反してさいきょう PAY による決済を行った場合、当行は、当該決済に係る売上金の支払いを留保し、又は支払対象外とすることができるとものとします。既に当行が当該売上金を支払済みである場合、加盟店は、当行の請求に従い、当該売上金相当額を返還するものとします。

第18条（返品、取消し及び返金）

1. 加盟店は、さいきょう PAY による決済が完了した後、法令上認められる場合、商品等の返品、売買契約の取消し若しくは解除、又は加盟店と利用者との間で合意した場合を除き、当該決済を取り消し、又は返金してはならないものとします。
2. 加盟店がさいきょう PAY による決済の取消しを行う場合、原則として、当該決済を行った日の当日中に限り、当行所定の方法により、管理画面その他当行が指定するシステム上の取消処理により行うものとします。
3. 前項に定める当日中を経過した決済については、加盟店は、当行所定のシステム上で取消処理を行うことができないものとします。この場合において、商品等の返品、売買契約の取消し若しくは解除その他正当な理由により利用者への返金又は精算が必要となるときは、加盟店は、自己の責任と負担において、利用者に対し、現金その他当行が認める方法により返金又は精算を行うものとします。
4. 前項に基づき現金その他の方法により返金又は精算を行う場合、加盟店は、当該さいきょう PAY 決済に係る商品等の代金相当額を超えて返金してはならず、また、さいきょう PAY 残高の現金化、換金、資金移動その他これらに類する行為を行ってはならないものとします。
5. 加盟店は、第3項に基づき返金又は精算を行った場合、返金又は精算の日時、金額、対象となる決済、理由、利用者への対応内容その他当行が求める事項を記録し、当行から求められた場合、速やかに当該記録を提出するものとします。
6. 加盟店が本条に違反して取消し、返金又は精算を行った場合、当行は、当該決済に係る売上金の支払いを留保し、又は支払対象外とすることができるものとします。既に当行が当該売上金を支払済みである場合、加盟店は、当行の請求に従い、当該売上金相当額を返還するものとします。

第19条（売上金の支払い）

1. 当行は、加盟店における決済取引について、当日 23 時 59 分までに当行所定の方法により確定した売上金を、原則として翌日（銀行休業日の場合は、翌営業日）に、加盟店登録口座へ入金するものとします。
2. 前項にかかわらず、システム障害、銀行休業日、当行所定の確認作業、不正利用の疑い、取消し若しくは返金の発生、差押え、法令若しくは監督官庁対応その他やむを得ない事由がある場合、当行は売上金の入金を延期し、留保し、又は支払対象外とすることができるものとします。
3. 売上金額、取消金額、返金額、加盟店手数料その他精算に必要な情報は、管理画面又は当行所定の方法により確認するものとします。

第20条（加盟店手数料）

1. 加盟店は、当行に対し、さいきょう PAY の取扱いに係る加盟店手数料として、当行所定の料率により算定した金額及びこれに係る消費税等相当額を支払うものとします。
2. 加盟店手数料の料率、計算方法、課税区分その他必要な事項は、当行所定の方法により定めるものとします。
3. 当行は、毎月末日を締日として加盟店手数料を集計し、翌月 15 日（同日が銀行休業日の場合は翌営業日。以下「引落日」といいます。）に、加盟店登録口座から口座振替の方法により引き落とすものとします。
4. 加盟店は、引落日において加盟店手数料相当額を加盟店登録口座に用意するものとします。
5. 当行は、加盟店手数料に係る適格請求書又はこれに代わる当行所定の書面を、当行所定の時期及び方法により加盟店に交付又は提供するものとします。

第21条（売上金の支払留保及び支払対象外）

1. 当行は、売上情報又は決済取引について、次の各号のいずれかに該当し、又は該当する疑いがあると判断した場合、調査が完了するまで売上金の支払いを留保し、又は当該売上金を支払対象外とすることができるものとします。

- (1) 売上情報が正当なものでない場合
 - (2) 売上情報の内容に虚偽、不備、誤り又は重複がある場合
 - (3) 当行の承諾を得ずにさいきょう PAY を利用して商品等の販売又は提供を行った場合
 - (4) 利用者から自己の利用によるものではない旨の申出があった場合
 - (5) 利用者から加盟店に対する抗弁、苦情、返金又は取消しの申出があった場合
 - (6) 加盟店が利用者との売買契約等又は本規約に違反した場合
 - (7) 利用者との紛議が解決されない場合
 - (8) 売上金に係る債権又は当行に対する請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供した場合
 - (9) 不正利用、架空取引、なりすまし、現金化目的取引、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、詐欺その他不正又は不適切な取引のおそれがある場合
 - (10) 法令、監督官庁の指導、当行所定の基準又は委託先等の基準に照らし、支払いが不適当である場合
 - (11) その他当行が売上金の支払いを不適当と判断した場合
2. 加盟店は、前項の調査に必要な資料提出、説明その他当行の要請に協力するものとします。
 3. 売上金が支払対象外となった場合又は売上金の支払い後に前項各号の事由が判明した場合、加盟店は、当行所定の方法により当該売上金相当額を当行に返還するものとします。この場合、当行は、加盟店に対して支払うべき売上金その他当行が加盟店に対して負担する債務と相殺することができるものとします。

(差押え等の場合)

第22条 加盟店が当行に対して有する売上金その他の請求債権について、差押え、仮差押え、滞納処分その他法令に基づく処分又は命令があった場合、当行は、法令及び所定の手続に従って処理するものとします。この場合、当行は、当該処理により加盟店に生じた損害について責任を負わず、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第23条（個人情報及び加盟店情報の取扱い）

1. 加盟店は、さいきょう PAY の取扱いに関連して利用者その他第三者の個人情報を取得又は利用する場合、個人情報の保護に関する法律その他関連法令及びガイドラインを遵守し、自己の責任において適切に取り扱うものとします。
2. 当行は、加盟店から届け出られた情報、加盟店の利用状況、売上情報、精算情報、問い合わせ情報、調査情報その他加盟店に関する情報を、加盟店審査、加盟店管理、さいきょう PAY の提供、売上金の精算、加盟店手数料の請求、不正検知、法令遵守、監督官庁対応、問い合わせ対応、本件サービスへの掲載、情報連携、販促支援、サービス改善その他さいきょう PAY 及び本件サービスの運営に必要な範囲で利用することができるものとします。
3. 当行は、前項の目的の達成に必要な範囲で、加盟店に関する情報を委託先等、金融機関、監督官庁、捜査機関、弁護士、税理士その他必要な第三者に提供することができるものとします。

第24条（委託先等の利用）

1. 当行は、さいきょう PAY の提供、システム運営、決済処理、精算、加盟店管理、不正検知、問い合わせ対応その他本サービスに関連する業務の全部又は一部を委託先等に委託し、又は委託先等と提携して実施することができるものとします。
2. 加盟店は、当行及び委託先等がさいきょう PAY 及び本件サービスの提供に必要な範囲で、加盟店情報、売上情報、決済情報、掲載情報その他必要な情報を取り扱うことを承諾するものとします。

第25条（損害賠償）

加盟店は、本規約の違反、商品等、利用者との紛争、不正利用、加盟店の故意又は過失その他さいきょう PAY の取扱いに関連して当行、利用者又は第三者に損害を及ぼした場合、当該損害及び費用（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第26条（免責）

1. 当行は、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、さいきょう PAY の提供、中止、停止、廃止、仕様変更、加盟店契約の解除、売上金の留保、委託先等又は通信事業者若しくは金融機関の障害その他さいきょう PAY に関連して加盟店に生じた損害について責任を負わないものとします。
2. 当行が責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常かつ直接の損害に限られ、特別損害、間接損害、逸失利益、データ喪失、事業機会の喪失その他これらに類する損害について責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

第27条（秘密保持）

1. 加盟店は、当行の事前の書面による承諾なく、加盟店契約に関して、又はさいきょう PAY を通じて当行若しくは委託先等から開示された技術上、営業上、業務上その他一切の非公 開情報（以下「秘密情報」といいます。）を、さいきょう PAY の取扱い及び加盟店契約の履行以外の目的で使用してはならず、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - （1）開示又は取得の時点で既に公知であった情報
 - （2）開示又は取得の時点で既に自己が適法に保有していた情報
 - （3）開示又は取得後、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - （4）秘密情報によらず自己が独自に開発又は取得した情報
 - （5）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得した情報
3. 加盟店は、自己の役職員、代理人又は委託先に秘密情報を取り扱わせる場合、本条と同等の義務を課し、その違反について責任を負うものとします。
4. 本条の義務は、加盟店契約終了後も存続するものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. 当行及び加盟店は、それぞれ相手方に対し、自己、自己の役員、従業員、実質的支配者又は主要な取引先が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証するものとします。
2. 当行及び加盟店は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 当行又は加盟店は、相手方が前二項に違反した場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに加盟店契約を解除することができるものとします。
4. 当行又は加盟店は、前項に基づき加盟店契約を解除した場合、相手方に損害が生じてこれを賠償する責任を負わないものとします。

第29条（規約の変更）

1. 当行は、法令の変更、監督官庁の指導、さいきょう PAY の内容変更、システム変更、社会情勢の変化その他相当の事由がある場合、当行ホームページまたは当行所定の方法により変更内容及び効力発生日を通知又は周知することにより、本規約第1章を変更することができるものとします。
2. 変更後の本規約は、前項の効力発生日から適用されるものとします。

第30条（準拠法）

本規約第1章及び加盟店契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

第31条（合意管轄）

本規約第1章又は加盟店契約に関する一切の紛争については、当行本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（協議事項）

本規約第1章に定めのない事項又は本規約第1章の解釈について疑義が生じた場合、当行及び加盟店は、誠実に協議のうえ解決するものとします。

第2章 地元の福利厚生サービス

第33条（定義等）

1. 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1)「本件サービス」とは、当社が運営する「地元の福利厚生」において、掲載店舗会員に関する店舗情報、サービス情報、特典情報その他当社が指定する情報を掲載し、本件サービスの利用者に提供するとともに、利用者が掲載店舗会員の提供する特典等を利用することのできるサービスをいいます。
 - (2)「掲載店舗会員」とは、本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従って本件サービスへの登録を申し込み、当社が当該申込みを承認した法人、個人事業主、店舗、施設その他の事業者をいいます。
 - (3)「店舗会員情報」とは、店舗名、法人名又は屋号、所在地、電話番号、申込者名、申込者と店舗との関係、メールアドレスその他当社が登録に必要と指定する情報をいいます。
 - (4)「掲載情報」とは、店舗名、所在地、営業時間、画像、PR情報、店舗詳細情報、商品・サービス情報、特典情報その他本件サービス上に掲載される掲載店舗会員に関する情報をいいます。
 - (5)「特典」とは、掲載店舗会員が本件サービスの利用者に対して提供する、割引、サービス、優待その他の利益をいいます。
 - (6)「利用者」とは、本件サービスを利用する個人をいいます。
 - (7)「店舗管理画面」とは、本件サービスの利用にあたり、当社が掲載店舗会員に提供するインターネット上の管理画面をいいます。
 - (8)「さいきょう PAY 加盟店」とは、株式会社西京銀行が提供する「さいきょう PAY」の加盟店として有効な加盟店登録を有する事業者をいいます。
2. 掲載店舗会員は、あらかじめ本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従って登録を申し込むものとし、登録期間中、本規約を遵守するものとします。
3. 当社は、登録申込みに際して審査を行い、当社が掲載店舗会員として不適切であると判断した場合、登録を承認しないことがあります。また、登録承認後であっても、本規約への違反その他当社が不適切と判断する事情が認められた場合には、登録を取り消すことがあります。
4. 当社から掲載店舗会員に対する通知は、掲載店舗会員が当社に届け出た住所、メールアドレス、店舗管理画面その他当社が適切と認める方法によって行うものとします。電子メールその他の電磁的方法による通知については、当社が送信した時点をもって通知がなされたものとみなします。

第34条（アカウント管理）

1. 掲載店舗会員は、当社から発行された ID 及びパスワードその他本件サービスを利用するための認証情報（以下総称して「アカウント」といいます。）について、その利用に関する正当な権限を有することを保証するものとします。
2. 掲載店舗会員は、自己の責任においてアカウントを適切に管理し、第三者に譲渡、貸与、開示又は使用させてはならないものとします。
3. 掲載店舗会員は、アカウントの管理不十分、使用上の過誤又は第三者による使用等に起因して生じた損害について、自ら責任を負うものとします。
4. 掲載店舗会員は、アカウントが第三者により不正に使用されていること又はそのおそれがあることを認識した場合、直ちに当社へ連絡するものとします。
5. 当社は、掲載店舗会員のアカウントを用いて行われた操作について、合理的な理由がない限り、当該掲載店舗会員による操作として取り扱うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
6. 掲載店舗会員は、店舗会員情報に変更が生じた場合、当社所定の方法により速やかに変更内容を届け出るものとします。

第35条（本件サービス及び特典の提供）

1. 掲載店舗会員は、本件サービスに登録した特典の内容及び利用条件に従い、利用者に対して当該特典を提供するものとします。
2. 掲載店舗会員は、本件サービス上に表示される利用資格画面その他当社が指定する方法により利用者の利用資格を確認することができます。
3. 掲載店舗会員は、利用者が所定の利用条件を満たしている場合、正当な理由なく登録された特典の提供を拒否し、又は掲載内容と異なる条件を利用者に課してはならないものとします。
4. 掲載店舗会員は、特典内容、利用可能日時、対象商品・サービス、除外条件その他利用者の判断に重要な影響を及ぼす条件について、正確かつ分かりやすく表示するものとします。
5. 掲載店舗会員は、特典内容その他掲載情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により変更手続を行うものとします。
6. 掲載店舗会員と利用者との間における商品又はサービスの売買、提供その他の取引は、掲載店舗会員と利用者との間で直接行われるものであり、当社は当該取引の当事者とはなりません。
7. 当社は、本件サービスの内容、仕様、機能その他の事項を必要に応じて変更することがあります。この場合、当社は、変更内容に応じて合理的な方法により掲載店舗会員へ事前に通知するものとします。ただし、緊急の場合又は掲載店舗会員に重大な不利益を与えない変更についてはこの限りではありません。

第36条（掲載料）

1. さいきょう PAY 加盟店については、本件サービスの掲載料を無料とします。
2. さいきょう PAY 加盟店に該当しない掲載店舗会員については、本件サービスの掲載料として、1店舗につき月額1,000円を当社に支払うものとします。
3. 掲載店舗会員がさいきょう PAY 加盟店としての資格を喪失した場合、当社は、当該資格を喪失した日の翌月から前項に定める掲載料を請求することができるものとします。
4. 掲載料の支払方法及び支払期日については、当社が別途指定する方法によるものとします。
5. 掲載店舗会員は、さいきょう PAY への加盟状況に変更が生じた場合、速やかに当社へ届け出るものとします。当社は、必要に応じてさいきょう PAY への加盟状況を確認することができるものとします。
6. 掲載店舗会員がさいきょう PAY 加盟店となった場合、当社がその加盟を確認した日の翌月以降の掲載料を無料とします。

第37条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、掲載店舗会員から取得する個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他関係法令並びに当社の個人情報保護方針等に従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、取得した個人情報を次の目的の範囲内で利用します。
 - （1）本件サービスへの登録、審査及び本人確認のため
 - （2）本件サービスの提供、管理及び運営のため
 - （3）掲載店舗会員への連絡、通知及び問い合わせ対応のため
 - （4）本件サービスの改善、新サービスその他当社サービスの企画及び開発のため
 - （5）不正利用その他本規約違反の調査及び対応のため
 - （6）その他前各号に付随する業務のため
3. 当社が取得する情報には、氏名、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、所属法人・店舗その他掲載店舗会員から当社に提供される情報が含まれます。
4. 個人情報の提供は任意ですが、本件サービスへの登録又は利用に必要な情報をご提供いただけない場合、登録又は本件サービスの全部若しくは一部をご利用いただけないことがあります。
5. 当社は、本人の同意を得た場合、法令に基づく場合その他個人情報保護法上認められる場合を除き、個人データを第三者へ提供しません。
6. 当社が個人データを特定の者との間で共同利用する場合は、法令に基づき、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的及び管理責任者その他必要な事項を、あらかじめ本人に通知し、又は公表します。
7. 当社は、個人情報への不正アクセス、紛失、漏えい、滅失又は毀損等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
8. 当社は、保有する個人情報について、本人又はその代理人から開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止等の請求があった場合、個人情報保護法その他関係法令に従い適切に対応します。
9. 当社の個人情報の取扱いの詳細については、当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に定めるものとします。
10. 本件サービスでは、サービスの利便性向上、利用状況の把握、サービス改善等を目的として、Cookie その他これに類する技術を利用する場合があります。詳細については、当社が別途定める方針に従うものとします。

第38条（掲載情報）

1. 掲載店舗会員は、当社所定の方法に従い、自らの責任において掲載情報を登録又は変更することができます。
2. 掲載店舗会員は、掲載情報について、正確かつ最新の情報を提供するものとし、虚偽、誤認を招く情報又は第三者の権利を侵害する情報を掲載してはならないものとします。
3. 掲載情報の掲載場所、表示方法及び掲載順序等については、原則として当社が決定するものとします。
4. 掲載店舗会員は、掲載情報に変更が生じた場合、速やかに内容を更新し、又は当社に変更を申し出るものとします。
5. 掲載店舗会員は、登録解除後、店舗管理画面から掲載情報を編集又は削除することができなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
6. 当社は、掲載情報が本規約に違反する場合、法令若しくは公序良俗に反する場合、第三者の権利を侵害する場合、事実と異なることが判明した場合その他当社が本件サービスの運営上不適切と判断した場合、掲載店舗会員への事前の通知なく、掲載情報の全部又は一部を修正、非公開又は削除することができます。

第39条（本件サービス及び情報の利用）

1. 掲載店舗会員は、本件サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本件サービスに掲載されている情報を、当社又は権利者の許可なく転載、複製又は他の媒体に転用する行為
 - (2) 自らの店舗、事業又は提供する商品・サービスと無関係な情報を掲載又は宣伝する行為
 - (3) 宗教活動、政治活動、選挙運動その他本件サービスの目的と著しく異なる目的で利用する行為
 - (4) 利用者に対し、本件サービスの利用を理由として不当に不利益な取扱いをする行為
 - (5) 本件サービスの信用又はブランドを毀損する行為
 - (6) 前各号に準ずる行為
2. 当社は、掲載店舗会員が前項のいずれかに該当すると判断した場合、掲載された情報の削除、修正、非公開、本件サービスの利用停止その他必要な措置を講じることができます。

第40条（知的財産権）

1. 掲載店舗会員は、本件サービスに掲載する画像、文章、ロゴ、商品情報その他の情報について、自らが掲載するために必要な権利を有していることを保証するものとします。
2. 掲載店舗会員は、当社に対し、本件サービスの運営、広告、宣伝及び販売促進に必要な範囲において、掲載情報を無償で複製、公衆送信、翻案、編集その他利用することを許諾するものとします。
3. 前項の許諾には、当社のウェブサイト、アプリ、SNS、営業資料、広告物その他本件サービスの紹介又は販売促進を目的とする媒体に掲載情報を使用することを含みます。
4. 掲載情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社へ譲渡されるものではなく、原則として従前の権利者に帰属します。

第41条（秘密保持）

掲載店舗会員は、本件サービスへの登録中及び登録終了後を問わず、本件サービスに関連して知り得た当社の技術上、営業上その他の非公開情報を、当社の事前の承諾なく第三者へ開示又は漏えいしてはならないものとします。ただし、公知の情報その他秘密情報として取り扱うことが適切でない情報については、この限りではありません。

第42条（禁止事項）

1. 掲載店舗会員は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 犯罪に関連する行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 利用者の判断に錯誤又は誤認を生じさせるおそれのある行為
 - (5) 当社、他の掲載店舗会員、利用者その他第三者の知的財産権、プライバシー、名誉、信用その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (6) 掲載店舗会員の事業又は店舗に関係のない情報を宣伝又は掲載する行為
 - (7) 当社又は本件サービスの運営を妨害する行為
 - (8) 虚偽又は事実と異なる情報を故意に登録する行為
 - (9) 本件サービスで利用可能な情報又はデータを不正に改ざんする行為
 - (10) コンピュータウイルスその他有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為
 - (11) 登録された特典について、正当な理由なく利用者への提供を拒否し、又は掲載内容と著しく異なる条件で提供する行為

- (12) 利用者から、本件サービスの利用に関連して不当に金銭その他の負担を求める行為
 - (13) その他当社が本件サービスの運営上不適切と判断する行為
2. 当社は、掲載店舗会員が前項のいずれかに該当した場合、事前の通知なく本件サービスの全部又は一部の利用停止、掲載情報の非公開その他必要な措置を講じることができます。

第43条（本件サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することがあります。
- (1) サーバ、ソフトウェア、設備等の点検、修理又は保守を行う場合
 - (2) コンピュータ、通信回線又は外部サービス等に障害が発生した場合
 - (3) 地震、台風、洪水、火災、停電その他の不可抗力が発生した場合
 - (4) その他当社が本件サービスの提供を一時的に停止する必要があると合理的に判断した場合
- 当社は、可能な限り事前に掲載店舗会員へ通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第44条（免責及び損害賠償）

1. 当社は、本件サービスについて、その正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性又は継続的な提供を保証するものではありません。
2. 掲載店舗会員と利用者その他第三者との間の商品又はサービスの売買、提供、特典の利用その他の取引については、当該当事者間で解決するものとします。
3. 掲載店舗会員が提供した情報により第三者の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利又は利益が侵害され、当社に損害又は費用が発生した場合、掲載店舗会員は、自らの責めに帰すべき事由の範囲において、当社に生じた損害及び合理的な費用を負担するものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によって掲載店舗会員に損害が生じた場合、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、通常かつ直接の損害についてのみ責任を負うものとします。
5. 当社は、本件サービスの提供に関する業務の全部又は一部を第三者へ委託することができます。この場合、当社は、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うものとします。

第45条（有効期間）

掲載店舗会員登録の有効期間は、登録承認日又はアカウント発行日から1年間とします。ただし、期間満了日の1か月前までに当社又は掲載店舗会員のいずれからも、書面、電子メールその他当社所定の方法による更新拒絶の意思表示がない場合、登録期間はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第46条（掲載店舗会員による解約）

1. 掲載店舗会員は、前条の規定にかかわらず、当社所定の方法により解約の申出を行うことで、本件サービスの登録を解除することができます。
2. 解約の効力発生日その他必要な事項については、当社所定の方法により定めるものとします。

第47条（当社による解除）

1. 当社は、掲載店舗会員が次のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、掲載店舗会員登録を解除し、又は本件サービスの利用を停止することができます。
- (1) 本規約に違反した場合

- (2) 手形又は小切手の不渡りが発生した場合
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は滞納処分等を受けた場合
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する手続の申立てがあった場合
 - (5) 信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (6) 廃業、解散、営業停止その他掲載店舗会員の営業実態を確認することができなくなった場合
 - (7) 行政当局から重大な注意、勧告又は行政処分等を受けた場合
 - (8) 当社のシステム又はデータに不正にアクセスし、閲覧、変更、削除若しくは破壊した場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 掲載内容、営業内容又は営業方法等が公序良俗に反し、又は本件サービスの信用を著しく損なうと当社が合理的に判断した場合
 - (10) 自己、自己の役員・従業員、親会社、子会社、実質的支配者その他関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当することが判明した場合
 - (11) 自ら又は第三者を利用して、次のいずれかの行為を行った場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
2. 当社は、前項に定める場合のほか、本件サービスへの登録継続が困難であると合理的に判断した場合、掲載店舗会員に対して相当期間を定めて是正を求めたうえで、登録を解除することができます。

第48条（規約の変更）

- 1. 当社は、法令の規定に従い、必要に応じて本規約第2章を変更することができます。
- 2. 当社が本規約第2章を変更する場合、変更後の規約の内容及び効力発生日を、本件サービス上への掲載、電子メールその他適切な方法により掲載店舗会員へ周知します。
- 3. 変更後の規約は、当社が別途定める効力発生日から適用されるものとします。

第49条（権利義務の譲渡禁止）

掲載店舗会員は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者へ譲渡、承継、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

第50条（準拠法及び専属的合意管轄）

- 1. 本規約第2章は、日本法を準拠法とします。
- 2. 本件サービス又は本規約第2章に関連して当社と掲載店舗会員との間に訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第51条（協議）

本規約第2章に定めのない事項又は本規約第2章の解釈について疑義が生じた場合、当社及び掲載店舗会員は、誠意をもって協議し、解決するものとします。以上